

(案)

平成28年9月18日

嘉麻市長 赤間 幸弘 様

嘉麻市行政改革推進審議会
会長 山崎 克明

嘉麻市行政改革実施計画の実施状況（結果）について（答申）

平成27年8月7日付けで貴職から諮問のあった標記の件について、本審議会において慎重に審議を行った結果に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

嘉麻市では、合併当初の危機的財政状況を打破するために、平成18年度から平成22年度までの5カ年間、全144項目にわたる厳しい第1次行政改革に取り組み、現在は、平成23年2月に策定された第2次行政改革大綱及び第2次行政改革実施計画に基づき、平成23年度から平成27年度の5カ年間で「平成28年度以降の市民サービスに重大な影響がないよう、適切に対応するための十分な準備と必要な体制を整えること」を基本目標として、引き続き行政改革の取り組みが進められているところです。

今年度の審議会では、第2次行政改革実施計画の4年目に当たる平成26年度の実施状況について諮問を受け、確実な行政改革の推進のため、取り組みが「遅延」又は「未着手」となっている事項を重点的に、計4回にわたり審議を行ってきたところです。

審議過程においては、必要に応じて所管課に関係資料の提出等を求めながら議論を重ねてまいりました。

その結果、平成26年度の実施状況については、その進捗状況が「予定以上」又は「ほぼ予定どおり」の結果であったものが、当該実施計画に定められた全35項目41件のうち34件と全体の83%となっており、昨年の61%を大きく上回るとともに、効果額においても、目標値の601,711千円を27,345千円上回る629,056千円の実績をあげるなど、審議会としても一定の評価をしております。

しかしながら、平成28年度からの交付税の合併算定の段階的縮減が目前と迫り、さらなる厳しい財政状況が見込まれる中、今後、嘉麻市が基礎的な自治体として存続して行くためには、トップのリーダーシップのもと、職員が現状

を深く認識し、さらなる不断の努力で改革・改善を積み重ねていくことが肝要です。

したがって、審議会としては、第2次行政改革実施計画において積み残した懸案を、計画最終年度である平成27年度において一定の方向性や成果を求めるとともに、平成28年度以降についても、第1次及び第2次行政改革の取組みの検証を確実にを行い、同取組みにおいて不足していた点などを中心に、聖域を設けることなく、行政改革の取組みを継続されることを求めます。

また、審議会としても、今後の市の取組みの一助となるべく、行政改革に取組むうえで留意すべき事項等を取りまとめましたので、今後の取組みに活かされることを強く要請します。

審議会意見

- N o 4 - 1 徴収率の向上（現年度分）【市税】
- N o 5 - 1 徴収率の向上（滞納繰越分）【市税】

平成26年度においては、徴収率及び効果額ともに目標に及ばなかったものの、平成18年度以降、滞納処分、不当利得（過払金）返還請求権の差押及び捜索の実施など、多岐にわたる取組みを継続し、年々徴収率が上昇していることについては、評価するところです。

しかしながら、現在の税徴収の基本的な考えにおいて、費用対効果や現金取扱いによる事故に対する懸念等を重視されているが、税負担の公平性の確保という視点が欠如していると思われます。

その点も今一度、再考しながら、現行の取組みを拡充・継続するとともに、訪問・電話催告の取組みなどについても強化することを求めます。

- N o 1 7 市バス路線バスの見直し
- N o 2 5 総合支所の見直し
- N o 2 6 分庁の見直し

これらの実施項目については、新庁舎建設の方針が出された中、2重投資を回避する観点などから新庁舎建設事業の方向性を見守っているとのことであり、その対応については一定理解をしますが、市民ニーズや日々刻々と変化する行政需要などに応じるものについては、新庁舎建設を待たずに対応することを求めます。

■ N o 2 7 計画的な職員数の削減

平成39年度における350人体制を目標と掲げられており、基本的には、目標どおり、若しくは目標年次より早期の達成を期待するものです。

しかしながら、職員削減は一方で、住民サービスの低下や臨時職員の増加を招くことが懸念されるため、それらの懸念をできるだけ解消する仕組みとして、行政評価・事務事業評価を活用した抜本的な事務事業の見直しや、事務事業の民間委託・民営化などの具体的な取組みを求めます。

■ N o 3 5 地域づくり交付金制度の創設

今後の行政区やコミュニティのあり方などについて、地域づくり交付金制度の創設等も含め、嘉麻市コミュニティ検討委員会で議論されているとのことですが、この検討委員会は行政内部の機関であり、市民視点が取り入れられず、どのような結論や方向性が導き出されても、本質的なコミュニティの活性化にまで及ばないことが想定されます。

市町村合併を経たまち特有の、地域間の慣習や仕組みの違いなどの障害が存在し、具体的な取組みなどが進捗しないことは理解しますが、防災・防犯や高齢者等の社会的弱者への対応なども含め、まずは市民にとって暮らしやすいコミュニティとは何かを市民目線で把握し、それを形成していくために市民がどのような意識・活動が求められるのかを導き出せるような、例えば、市民をメンバーとした委員会やワークショップ等の創設などの仕組みづくりが必要であると意見します。

また、市民との協働によるまちづくりを進めるためには、市民と行政、双方の信頼関係が必要です。特に、行政執行上の不祥事などは、市民からの行政に対する信頼を大きく損なうものとなるため、行政を執行するうえでの法令遵守はもちろん、全体の奉仕者としての職員等の倫理観を保持する取組みなどの徹底を求めます。